

平成29年3月28日
消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、東北経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。

平成29年 3月28日
東北経済産業局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（6か月）及び指示について

- 経済産業省東北経済産業局は、羽毛布団リフォーム（以下「本件役務」という。）の提供に係る訪問販売を行っていた「羽毛リフォームセンター」こと片平義和（北海道札幌市西区）及び毛利友信（北海道余市郡余市町）（以下「同事業者」という。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成29年3月29日から同年9月28日までの6か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同事業者に対し、法第7条の規定に基づき、以下のとおり、違反行為の是正等を指示しました。
 - 1 同事業者は、法第3条に規定する勧誘目的等の明示義務及び法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為を行っていた。今回のこれらの行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月28日までに、東北経済産業局長宛て文書にて報告すること。
 - 2 上記違反行為の再発防止策について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東北経済産業局長宛て文書にて報告すること。
- 認定した違反行為は、勧誘目的等不明示及び契約書面の記載不備です。
- 同事業者と組織的関係を有する第三者の情報について公表します。
- 処分等の詳細は別紙のとおりです。
- なお、本処分は、法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。
- 同事業者については、青森県においても本日付けで業務停止命令（12か月）を行っています。また、片平義和については、北海道においても本日付けで業務停止命令（12か月）を行っています。

1. 同事業者は、消費者宅を訪問し、同所において、本件役務の提供契約を締結して役務の提供を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同事業者は、消費者宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていませんでした。

(勧誘目的等不明示)

(2) 同事業者は、本件役務提供契約を締結した際に、当該役務提供契約の内容を明らかにする書面に、役務の対価の支払の時期及び方法を記載せず、同書面を交付していました。

(契約書面の記載不備)

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号）188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

「羽毛リフォームセンター」こと片平義和及び毛利友信に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：(屋号) 羽毛リフォームセンター
- (2) 代表者：片平 義和 (かたひら よしかず)
共同代表者：毛利 友信 (もうり ともあき)
- (3) 所在地：札幌市西区八軒四条東二丁目5-1 タウニィノアノア101号
- (4) 設立年月日：平成26年10月頃
- (5) 取引類型：訪問販売
- (6) 取扱役務：羽毛布団のリフォーム

2. 取引の概要

「羽毛リフォームセンター」こと片平義和及び毛利友信（以下「同事業者」という。）は、消費者宅を訪問し、同所において、羽毛布団リフォーム（以下「本件役務」という。）の提供契約を締結して役務の提供を行っていた。

3. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

a 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (a) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (b) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結の申込みを受けること。
- (c) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

b 停止命令の期間

平成29年3月29日から同年9月28日まで（6か月間）

(2) 指示

同事業者に対して、法第7条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示した。

- a 同事業者は、法第3条に規定する勧誘目的等の明示義務及び法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為を行っていた。今回のこれらの行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月28日までに、東北経済産業局長宛て文書にて報告すること。

- b 上記違反行為の再発防止策について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東北経済産業局長宛て文書にて報告すること。

4. 処分の原因となる事実

同事業者は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び

役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第3条）

同事業者は、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「布団カバーのサービスです。」「布団のカバーをサービスします。布団の寸法が合うか確認します。布団のタグを見せてください。」などと言っており、勧誘に先立って、消費者に対して本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を告げずに勧誘を行っていた。

(2) 契約書面の記載不備（法第5条第1項）

同事業者は、本件役務提供契約を締結した際に、当該役務提供契約の内容を明らかにする書面に、役務の対価の支払の時期及び方法を記載せず、同書面を交付していた。

5. 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等不明示）

平成27年11月、同事業者は、消費者A宅を事前連絡することなく訪問し、玄関の外から「布団カバーのサービスです。」と言った。

同事業者が布団カバーのことを話したため、Aが「〇〇（布団販売事業者名）さんですか。」と聞いたところ、同事業者は「はい。」と言ったため、Aは同事業者を〇〇であると思い込み玄関に入れた。

同事業者は、玄関に入ると、「布団のサイズはわかりますか。」と言った。Aが寝室に布団を取りに行き、廊下で布団カバーのファスナーを開け確認すると、「このままにしておく捨てられない。」「もったいないので、作り直したほうがいい。」等と布団の作り直しを勧め、「ちょっと測ってくるから、貸してください。」と言って、布団を玄関から持ち出した。

5分後に戻ってきた同事業者は、さらに布団の作り直しの話をした。

Aは、布団を見せるだけで作り直しをするつもりはなかったが、同事業者から「このままにしておく捨てられない。」と言われたことで、捨てるのはもったいないと思い作り直しをしてもらうことにした。

【事例2】（勧誘目的等不明示）

平成27年9月、同事業者は、消費者B宅に電話をかけて、「お宅で以前高級な羽毛布団2枚を購入しましたよね。」「購入者の方に布団カバーを差し上げていますが、布団カバーは届きましたか。」と聞かれたため、Bは「届きません。」と言った。

その後10分程して、同事業者は、B宅を訪問し、「先程電話をした者です。」「布団のサイズを知りたいので見せて下さい。」と言った。

B宅の羽毛布団は、近所にあった知人の布団屋から購入したものであり、Bは、同事業者がなぜ羽毛布団を購入したことを知っているのか疑問であったが、布団カバーをサービスしてくれるなら文句はないと思い、押し入れから羽毛布団を取り出し玄関先に持って行った。そして、同事業者が、羽毛布団のカバーに付いているサイズ表示のタグを見ようと

してファスナーを開け確認すると、同事業者は、「これはもう使い物にならないよ。」と言った。

Bが、同事業者にどうしたら良いか尋ねたところ、同事業者は、「リフォームは、側生地に絹を使用し、シングル二組で18万円になります。」等と説明した。Bは、なんとか元どおりにしたいという気持ちもあったことから同事業者の言うリフォームをお願いすることとした。

【事例3】（勧誘目的等不明示）

平成27年9月、同事業者は、事前連絡することなく消費者C宅を訪問し、「布団のカバーをサービスします。布団の寸法が合うか確認します。布団のタグを見せてください。」と言った。

Cは、布団のタグを見せるだけで布団カバーをサービスしてもらえと思ったことから、寝室にあった羽毛布団を玄関に持って行った。

Cが、玄関先で羽毛布団のカバーのチャックを開け、同事業者が確認したところ「これは大変だ、打直ししなければだめです。」と言ったため、Cは、布団の打直しを頼むことにした。

【事例4】（勧誘目的等不明示）

平成27年7月、同事業者は、消費者D宅に電話をかけて、「布団を買ってもらった方に、サービスとしてカバーをプレゼントしています。今から伺ってもよろしいでしょうか。」と言った。Dは、布団を買ったのはかなり昔だったため不思議に思ったが、良い布団を買うとアフターサービスも長いのだと思い、訪問を受け入れることとした。電話があつて間もなく同事業者は、D宅を訪問し、「先ほどはお電話で失礼しました。」「カバーをお持ちいたしました。羽毛布団は使っていますか。」と言った。Dが「毎日使っていますよ。」と言うと、同事業者は「状態を見たいので、布団を見せて下さい。」と言った。Dが同事業者を寝室に案内して、「これとこれです。」と言って布団を見せると、同事業者は「本当のダウンを使っている良い布団なので、使い続けたほうがいいよ。」「今の布団は二重構造になっていて、羽の飛び出しはないから、リフォームしたほうがいいですよ。」などと言ったため、Dは、シングルの羽毛布団3枚をシングル2枚、ダブル1枚にリフォームすることとした。

6. 第三者情報の公表について

同事業者と組織的関係を有する第三者の情報について、以下のとおり公表します。

- (1) 名称：株式会社日本総合投資
- (2) 代表者：代表取締役 毛利友信
- (3) 所在地：北海道余市郡余市町黒川町四丁目9
- (4) 同事業者の行為への関与の方法：

株式会社日本総合投資（以下「日本総合投資」という。）は、同事業者の営業拠点及び営業車等を手配していた。

また、同事業者の代表者片平義和と同事業者に在籍していた従業員は、日本総合投資にも在籍しながら同事業者の業務に関与していた。

さらに、日本総合投資は、同事業者の代表者片平義和からコンサルティング料と称して毎

月金銭を受領していた。

加えて、消費者が同事業者に対して役務の対価を口座振替の方法により支払う際の振替口座に登録された住所は、同事業者の所在地ではなく日本総合投資の所在地と同一のものであった。